

告示

埼玉県告示第七百八十二号

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号（埼玉県農業振興資金について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

表に次のように加える。

5 令和四年六月二日、三日の降ひようによる災害により、農作物等の被害を受けた農業者（条例第二条第一項に規定する被害農業者を除く。）の農業経営の回復のための肥料、種苗、原材料等の購入に必要な資金、条例第二条第一項に規定する指定農業用生産施設の復旧に必要な資金その他農業経営に必要な資金	六年以内	一年以内	知事の認定した損失額又は五百万円のおりずれか低い額
---	------	------	---------------------------